

## 平成 28 年度 社会教育施設 施設運用の適正化について

今年度、社会教育施設の運用に係る下記 3 項目について、平成 29 年 4 月からの施行を目指して条例改正を検討していきます。

### 【検討事項 1】 開館時間の変更

#### (1) 改正内容

- ア 開館時間を、「午前 8 時 30 分」から「午前 9 時 00 分」に変更する。
- イ 利用時間の間（12 時から 13 時、17 時から 18 時）の取り扱いをどうするか。

#### (2) 改正目的

- ア 職員の勤務開始時間と開館時間が同じ時刻のため、開館時間を午前 9 時 00 分に変更することで、効率的な管理運営に改善していきたい。

#### (3) 状況把握

- ア 8 時 30 分からの利用状況の確認
- イ 利用者の意見確認（窓口対応やアンケート等）

#### (4) 他市の状況

- ア 藤枝市、焼津市、静岡市の開館時間は、「午前 9 時から」となっている。

### 【検討事項 2】 使用の申込み受付期限日の変更及び明確化

#### (1) 改正内容

- ア 申込み受付期限日を、「使用しようとする日まで」から「使用日の前日まで」に変更する。
- イ 申込み受付時間の明確化を図る。「午前 9 時から午後 5 時までの間とする。」

#### (2) 改正目的

- ア 申込み受付期限日を使用当日から使用日の前日に変更することにより、使用許可に係る手続きの適正化を図りたい。

#### (3) 状況把握

- ア 当日申込みの状況の確認
- イ 利用者の意見確認（窓口対応やアンケート等）

#### (4) 他市の状況

- ア 藤枝市公民館・・・条例施行規則上は記載なし。
- イ 焼津市公民館・・・使用とする日の 5 日前までとする。
- ウ 静岡市生涯学習施設・・・利用日の 7 日前までとする。
- エ 磐田市交流センター・・・使用日の前日までとする。

### 【検討事項 3】 公民館運営審議会等の一本化

#### (1) 改正内容

- ア 各施設に運営審議会、運営委員会を設置することをやめて、市全体、施設全体でひとつ（仮称）公民館等運営会議を置くように変更する。

#### (2) 改正目的

- ア より良いサービス向上を図るため、全市的な多様な意見交換を行う場として、統一した市

全体の審議会が必要と考えるため。

(3) 他市の状況

ア 県内の状況

- ・ 公民館設置 21 市町のうち、市全体としてひとつ設置しているのが 16 市町、各館に設置が島田市を入れて 3 市町、未設置が 2 市町となっている。

イ 藤枝市

- ・ 市全体でひとつ公民館運営審議会を置いている。
- ・ 公運審人数・・・市全体の代表 4 名 + 11 館 × 代表 1 名 = 15 名
- ・ 「推進委員会」を設置して、館独自の報告や審議を行っている施設はある。
- ・ 会議回数 3 回 / 年

ウ 焼津市

- ・ 市全体でひとつ公民館運営審議会を置いている。
- ・ 公運審人数・・・市全体の代表 3 名 + 9 館 × 代表 1 名 + 公募枠 3 名 = 15 名
- ・ 「推進委員会」を設置して、館独自の報告や審議を行っている施設は 1 ~ 2 施設のみ。
- ・ 会議回数 3 回 / 年